寄 稿 ①

取適法制定の意義と課題

東洋大学 法学部 教授
多田 英明

1　はじめに

2026年1月1日、下請法（下請代金支払遅延等防止法）を改正した取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）が施行された。今般の改正は、2024年12月に企業取引研究会が公表した報告書（以下、企業取引研究会報告書とする。）で示された方向性を受けたものであり、2003年改正以降の大幅な改正と位置づけられる。

以下、本稿では、下請法改正の背景（２）、取適法改正点の概要（３）を整理した後、取適法の成果と課題（４）について若干の検討を行うこととしたい。

2　下請法改正の背景

下請法改正の背景には、近年の物価上昇を受けた一連の政府の取組がある。政府は2021年12月27日に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」[1]を策定し、価格交渉促進月間の継続的な推進や取引実態把握、課題のみられる事業者名の公表を行うこととした。次いで2023年11月29日には「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」[2]の策定やフォローアップなど、価格転嫁が行われる取引環境の整備に取り組んできた。このような一連の取組を受け、2024年の春季労使交渉においては33年ぶりとなる5%台の賃上げ率が実現したほか、原材料価格やエネルギーコストのみならず、労務費についても徐々に転嫁が進みつつある[3]。

その一方、我が国経済は1990年代以降、物価や賃金がほぼ横ばいで推移する中で、個々の商品の価格や賃金が据え置かれる「価格据置き型経済」とでもいうべき状況が長きにわたり続いた。こうした中にあって、中小企業・小規模事業者の労働分配率が7~8割とほぼ天井に張り付いており、賃上げの原資を確保するためには適正な価格転嫁ができる環境整備が重要な課題となっている[4]。サプライチェーン全体において適正な取引環境を整備するためには、価格転嫁の問題に限らず、荷主と運送事業者間における契約にない荷役や荷待ちの問題、約束手形を用いることにより受注者に資金繰りを求める商慣習の問題等に対応する必要性がある[5]。

このような背景の下、企業取引研究会報告書では、デフレ型の商慣習からの脱却に向け、下請法の見直しに加え（第2　1）、独占禁止法による規制（優越的地位の濫用規制）・下請法の運用・執行を見直す方向性が提示された（第2　2）。

3　取適法改正点の概要

（１）「下請」等の名称の変更

下請法においては、「親事業者」「下請事業者」「下請代金」という用語が用いられていたところ、「下請」という用語は、両者間に「上下関係」を想起させるものであった。サプライチェーンにおいて、取引当事者は対等な立場にあるべきものであり、また実態としても下請という用語が使用されなくなってきていた。

取適法では、「中小受託取引適正化法」という略称に「取引適正化」という文言が入れられたほか、上記各用語については「親事業者」が「委託事業者」、「下請事業者」が「中小受託事業者」、「下請代金」が「製造委託等代金」へと変更された。

（２）適用対象取引の拡大

自家使用役務の提供に該当する委託発荷主から元請運送事業者への委託は、2003年の下請法改正により適用対象外とされ、物流特殊指定[6]の適用対象とされた。従前、物流事業者間の立場の違いから無償での荷役や荷待ちをはじめとする荷主・物流事業者間の問題が指摘されていたが、いわゆる2024年問題を契機としてより踏み込んだ取組が求められていた。

今般の法改正により、物品の運送の再委託に加え、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する

取引についても取適法の適用対象とされた（2条5項、6項）。

（3）適用対象事業者の基準変更

適用対象事業者の規模要件は、取引類型ごとに資本金額または出資総額（以下、資本金額等とする。）の区分により定められている（2条8項1~4号、9項1~4号）。具体的には、①製造委託、修理委託、情報成果物作成委託（プログラムの作成に係るものに限る）、役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管および情報処理に係るものに限る）および特定運送委託の場合、資本金額等が3億円超、1,000万円超3億円以下の委託事業者より委託を受ける中小受託事業者の資本金額等はそれぞれ3億円以下、1,000万円以下とされ、②上記を除く情報成果物作成委託と役務提供委託の場合、資本金額等が5,000万円超、1,000万円超5,000万円以下の委託事業者より委託を受ける中小受託事業者の資本金額等はそれぞれ5,000万円以下、1,000万円以下とされている。しかしながら資本金額等に比して従業員数の多い事業者が見られるほか、減資を行う委託事業者や、取引相手である中小受託事業者に増資を求めることにより適用対象外となることを企図した事例が見られることが問題視されていた。

取適法では、新たに「従業員基準」が追加され、委託事業者と中小受託事業者の従業員数について、①の製造委託等の場合はそれぞれ300人超、300人以下、②の情報成果物作成委託等の場合は同100人超、100人以下とされた（2条8項5号・6号、9項5号・6号）。なお、本基準の下での従業員とは、常時使用する従業員をいう**（図表）**。

図表　適用対象事業者の基準変更

①製造委託、修理委託、情報成果物作成委託（プログラムの作成に係るものに限る）、役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものに限る）、特定運送委託の場合

	委託事業者	中小受託事業者
資本金基準	3億円超	3億円以下
	1,000万円超3億円以下	1,000万円以下
従業員基準	300人超	300人以下

②上記を除く情報成果物作成委託と役務提供委託

	委託事業者	中小受託事業者
資本金基準	5,000万円超	5,000万円以下
	1,000万円超5,000万円以下	1,000万円以下
従業員基準	100人超	100人以下

（4）手形払等の禁止

下請法の下では、給付の受領日から60日以内のできるだけ早い期間内に代金の支払期日を定めることが義務づけられていた（旧法2条の2）。また手形払については、親事業者の資金調達の便宜のために容認されていたが、代金の支払期日までに一般の金融機関による割引が困難な手形（支払サイトが60日を超える手形[7]）の交付を禁じていた（旧法4条2項2号）。政府は2026年までの手形廃止を閣議決定[8]しており、また主要銀行も2026年末までに手形の発行と手形による決済サービスを終了させる方針を決定していた。

今般の改正により、手形払等の禁止を先取りする形で、支払手段としての手形払を原則禁止し、あわせて支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難な電子記録債権や一括決済方式（ファクタリング等）の使用も禁止された（5条1項2号）。

（5）買いたたき規制の強化

下請法の下では、「通常支払われる対価に比して著しく低い」ことが「買いたたき」の要件とされていた（旧法4条1項5号）。「通常支払われる対価」は「市価」とされていたが、個別性の高い委託取引が多い下請取引においては、通常支払われる対価＝市価の把握が困難であった。このため運用上、市価の把握が困難である場合には「従前の対価」が市価として取り扱われていたが、物価の上昇局面や生産量が減少するなどの場合における価格据置き等の行為は、価格を従前の対価から引き下げるわけではなく、上記要件に合致しにくいという実態があった[9]。

取適法では、実効的な価格交渉が確保される取引環境整備のため、協議のプロセスに着目し、委託事業者が中小受託事業者からの価格協議の要請にもかかわらず、協議に応じない、必要な説明を行わないなど、一方的に代金を決定することで中小受託事業者の利益を不当に害する行為についても禁止することとした(5条2項4号)。

(6)面的執行の強化

下請法の下では、公正取引委員会、中小企業庁長官、事業所管庁の主務大臣(以下、三者とする。)のいずれについても、勧告(旧法7条)を除く行政指導の権限に係る明文の規定は置かれていなかったが、三者は各自の立場で親事業者等に対する調査権限を行使することとされていた(旧法9条)。

取適法は、本法の施行に関し必要があると認めるときは、委託事業者に対し指導・助言を行う権限を三者に付与した(8条)。また中小受託事業者が委託事業者の報復を恐れずに本法違反事実を申告しやすい環境を確保すべく、主務大臣も報復措置の禁止の申告先に追加された(5条1項7号)。さらに違反行為に接した関係省庁から円滑に指導および助言等に必要な情報が提供されることを確保し、公正取引委員会が関係行政機関間の連絡・調整を図り、協力体制の推進を明確にすべく、三者は相互に情報を提供でき、公正取引委員会は関係行政機関の長に対し、情報提供その他必要な協力を求めることができるとされた(13条)。

(7)製造委託の対象拡大

下請法の下では、物品等の製造のほか製造する物品と密接な関連性があり、転用可能性がない(他の物品の製造のために用いることができない)物品等の製造に用いられる金型の製造についても製造委託の対象とされていたが、製品を作るために不可欠な木型、治具、工具等は、金型と同様に転用可能性がないにもかかわらず、製造委託の対象とされていなかった。

取適法では、専ら製品の製作のために用いられる木型、治具、工具等も製造委託物の対象物に追加された(2条1項)。

(8)書面の交付等に係る規定の整備

下請法の下では、下請事業者から事前の承諾を得たときに限り、書面の交付に代えて電磁的方法により必要的記載事項を提供できることとされていた(旧法3条)。

近年ペーパレス化が進展する中で、電子メール等の電磁的方法による提供が広く普及していると考えられることから、取適法では、中小受託事業者の承諾の有無を問わず、電磁的方法により必要的記載事項の提供ができることとされた(4条1項)。なお、中小受託事業者から求めのあった場合には、当該事項を記載した書面の交付が求められる(同条2項)。本改正により、フリーランス法(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)の規定(3条)と揃えられた。

(9)遅延利息の対象拡大

従前、期日までに中小受託事業者に代金を支払わなかった委託事業者は、遅延利息(年14.6%)を支払う義務を負うこととされている(6条1項)。委託事業者が減額を行い、減額分の代金が未払のまま給付の受領日から起算して60日を経過した場合は、未払分についても実質的に支払遅延と同様の状態にあるといえる。実際、下請法の下では2022〜2025年度において、委託事業者による減額は2番目に勧告件数が多い実体規定違反となっていた[10]。

取適法では、減額も遅延利息の適用対象に追加された(同条2項)。

(10)勧告に係る規定の整備

下請法の下では、①受領拒否等をした親事業者が勧告前に受領した場合の勧告の可否、②支払遅延をした親事業者が勧告前に代金を支払ったものの遅延利息が支払われていない場合の支払勧告の可否が不明であったほか、③親事業者の法人格に変更があった場合、取引当事者が増減資により資本金基準から外れた場合に勧告対象となるか等が不明であった。

取適法では、上記各場合が勧告の対象にあたること等が明確にされた(10条)。

4　取適法の成果と課題

(1)取適法の成果

今回の下請法改正は、委託事業者と中小受託事業者の間の取引(中小受託取引)の適正化を直接の目的とする。それに加え、本改正は企業取引研究会報告書の問題意識を受け、サプライチェーン全体における取引環境の整備にも繋がるものであり、長年定着していた「価格は上げられない」という社会規範(ノルム)に変革をもたらす可能性をも有するものである。

今般の改正の中でも、協議を適切に行わない一方的な代金額の決定の禁止、手形払等の禁止、運送委託の対象取引への追加は、適正な取引環境の整備に向けた重要な改正として位置づけられる。また、法律の

題名を含む用語の変更、従業員基準の追加は、面的執行の強化と合わせて、取適法の実効性ある執行実現に直接、間接に繋がるものと評価できる。

(2)取適法の課題

取適法の課題として、取適法と物流特殊指定による規制が混在する点、国土交通省の事業法規制との関係、フリーランス法との整合性が指摘できる。

まず、取適法と物流特殊指定による規制の混在について、取適法施行により従前物流特殊指定の適用対象であった取引の一部(特定運送委託＝荷主による運送業者に対する運送委託のうち顧客に向けた運送の委託)が取適法の適用対象とされた。他方、①保管委託、②売買等を目的としない運送委託(例:事業上の理由による拠点間輸送)、③資本金要件、従業員要件ともに満たさないが優越的地位要件を満たすものには、引き続き物流特殊指定のみが適用される[11]。このような状況の下、特定運送委託については、取適法の明示義務(4条)、遅延利息の支払義務(6条)、書類等の作成・保存義務(7条)が適用される一方、上記義務は物流特殊指定が適用される取引には適用されない。また支払遅延規制についても、取適法の下では60日(3条1項)とされているのに対し、物流特殊指定の下では代金をあらかじめ定めた支払期日の経過後なお支払わないこと(1項1号)とされているに留まり、取適法による規制の方が厳格である。

また、国土交通省の事業法規制との関係について、物流二法(物資の流通の効率化に関する法律(以下、物流効率化法とする。)、貨物自動車運送事業法)の下での規制との相違が問題となる。両法は、2024年問題への対応を見据えて近年改正され、2026年4月に全面施行された。物流効率化法の下での荷主には、自らの事業に関して継続して運送事業者に貨物の運送を行わせる契約を締結する第一種荷主(主として発荷主)、自らの事業に関して継続して貨物を運転者から受け取る第二種荷主(主として着荷主)があるところ、いずれも「継続性」が要件とされている点が取適法とは異なる。他方、貨物自動車運送事業法は、所定の事項を記載した書面の交付義務を課しているが(12条1項)、記載事項が取適法4条の明示義務と相違するほか、電磁的方法の交付について相手方の同意が必要である点も異なる。

さらに、フリーランス法については、実体面、手続面の両面で相違点がある。実体面では、取適法には遅延利息の支払義務が規定(6条)されているのに対し、フリーランス法には規定がない。またフリーランス法は、取適法では対象外とされている自家利用役務(2条4項)にも適用される(2条3項)。手続面では、フリーランス法に置かれている明示義務に対する勧告(8条1項)、勧告に従わない場合の命令権限(9条1項)、命令に従わない場合の刑事罰(24条1号)のいずれも取適法には置かれていない一方、取適法に置かれている独占禁止法との連動規定(11条)はフリーランス法に置かれていない。取適法、フリーランス法は適用対象が異なるため、手続面に相違点があること自体は問題ではないが、実体面の相違を含め、両法の適用対象となる委託事業者にとって、対応は煩雑となろう。

5　おわりに

今般の下請法改正は、サプライチェーン全体における取引適正化の第一段階として位置づけられる。取適法適用対象外の取引を対象とする独占禁止法による規制の整備を内容とする第二段階として、2026年6月17日に優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方が改正され、取引の対価の一方的決定の想定例を追加することにより、価格転嫁に関する考え方が明確化された。また、2027年4月1日には、新たに制定された支払告示[12]、改正物流特殊指定[13]が施行される。

今般の下請法改正に加え、独占禁止法による規制が整備されることにより、企業取引研究会報告書に示されたサプライチェーン全体に向けた取引環境の整備が大きく進展することが期待される。

【注】

1　令和3年12月27日内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。
2　令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会。
3　企業取引研究会報告書　はじめに。
4　同上　第1　1(1)、(2)。
5　前掲・注3。
6　特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法(平成16年公正取引委員会告示第1号)。
7　公正取引委員会事務総局官房審議官「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」(令和6年4月30日)。
8　成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)。
9　企業取引研究会報告書第2　1(1)ア。
10　令和6年度における代金の減額は1263件であり、実体規定違反7177件の17.6%を占め、代金の支払遅延(4094件、57%)に次ぐ件数であった(「令和6年度公正取引委員会年次報告書」147頁第3表)。
11　松永本博彬「運送・物流業界への独占禁止法規制の現状と特定運送委託の追加による影響」ジュリスト1615号29-30頁。
12　製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法(令和8年公正取引委員会告示第3号)。
13　特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不公正な取引方法(最終改正 令和8年公正取引委員会告示第2号)。